

防衛装備移転三原則・運用指針の見直し

- 防衛装備移転は望ましい安全保障環境を創出するための重要な政策的手段。防衛装備移転三原則（閣議決定）・運用指針（国家安全保障会議決定）の改正を通じ、移転可能な場合の拡大を重ね、取組は着実に進展。
- 他方、国産完成品の移転を5類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）のみとする制約については、2022年以降、現行の国家安全保障戦略の下で見直しに向けた議論が進められたものの、自公政権において結論に至らず、残された課題となっていた。昨年10月の自民党・維新の会の連立合意及び3月の与党提言を踏まえ、今般、防衛装備移転三原則及び運用指針を見直す。

【見直しの意義】

- 装備移転は、我が国の安全を確保し、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守る上で不可欠な政策的手段。その上で、具体的には以下の2点について三原則に規定。
 - 近年の厳しさを増す安全保障環境の下にあって、**防衛装備移転推進**を通じた**同盟国・同志国の抑止力・対処力強化**の重要性が増大。同盟国・同志国と同じ装備品を保有し、**生産・維持整備基盤を共有**することにより、**相互に支援する環境を構築**することが可能となる。
 - 継戦能力確保の重要性が増す中にあって、防衛装備移転の推進は、**有事に必要な継戦能力を支える国内生産能力を確保**する上でも大きな意義。

【見直しのポイント】

- 今後、**全ての完成品**（戦闘機、護衛艦、潜水艦など）、部品、技術及び修理等の役務の提供の**移転を原則可**とする。（主要国と同様に、装備品等の移転を制度上は原則可とした上で、個別に判断するもの）
- その上で、特に自衛隊法上の武器（「武器」）について、**個別案件を一層厳格に審査するとともに、移転後の適正な管理**を確保する。

具体的な見直し内容

【装備品の性質に応じた移転先の限定】

殺傷・破壊能力の有無に応じて、以下のとおり移転先を限定。

- ①「**非武器**」【＝殺傷・破壊能力なし】：移転先に**制約設けず**
- ②「**武器**」【＝殺傷・破壊能力あり】：移転先を**国連憲章に適合した使用（※1）を義務付ける国際約束の締結国に限定（※2）**。「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」へは**原則不可**とし、「**我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合**」は**例外的に可**。

※1 例えば、国連憲章第2条4において、国際関係における武力の行使等を禁止しているが、その例外として、国連憲章第51条に基づく自衛権行使に当たる場合等における武力の行使が認められている。

※2 我が国との防衛装備品技術移転協定の締結国は、現在、17カ国（米国、英国、豪州、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、UAE、モンゴル、バングラデシュ）。

【「武器」移転の際の一層厳格な審査と適正な管理の確保】

- ① 国家安全保障会議で移転を認め得ると判断したときは、速やかに**国会に通知**【三原則に規定】
- ② 審査項目を拡充（「国際的な平和及び安全への影響」等に加え、新たに「仕向国・地域の安保環境」、「輸出管理体制」、「我が国の安保環境」、「防衛力整備・自衛隊の運用に与える影響」を追加）
- ③ **移転後の管理状況のモニタリング体制**を強化（「武器」の管理状況、保全措置、紛失した場合の対応要領等を確認）

【その他】

- ① 国際取引の慣行にも鑑み、技術的機微性の低い「非武器」、案件調整段階の技術の移転等については適正管理を合理化。また、試作用部品の移転であって、相手国への貢献が相当程度小さい場合については審査手続を合理化。
- ② 防衛装備に係る対外直接投資（M&A、出資等）については、武器輸出三原則の精神に則り「厳に抑制する」とされてきたが、「防衛装備移転三原則の趣旨を踏まえた運用を行う」旨、運用指針に明記。

※ 運用指針の改定とは別途、防衛装備移転の推進に向けて、政府の**司令塔機能を強化**するため、まずは**関係省庁局長級スキーム**を設け、望ましい移転の実現に向けた官民一体の取組の総合調整、課題の集約及び解決策の検討などを行う。その上で、今後の司令塔機能の在り方を含め、政府全体の体制整備について、三文書改定や防衛生産・技術基盤戦略（仮称）策定に関する議論の中で検討を進める。

主要国の装備移転制度における議会の関与

- 主要国の装備移転制度において、議会の承認を求めるものは確認できず。
- 議会の関与を求める制度としては、輸出許可の前または後に通知を受ける例があるに留まる。

米	事前通知	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一定金額以上の場合には、上院・下院の委員会に輸出許可の前に通知。 ➢ 議会が輸出禁止の共同決議を採択した場合には、輸出許可を発行することができない。ただし、共同決議が採択されたことはない（米議会HP）。 ➢ 米国の安全保障上、直ちに許可の発行が必要な緊急事態である旨の説明があれば、上記手続は免除。
独	事後通知	一定の場合には、輸出許可を決定した案件を議会に通知。これ以外の場合には議会の事前・事後の関与はなし。
蘭	事後通知	一定金額以上の場合には、輸出許可を決定した案件を議会に通知。これ以外の場合には議会の事前・事後の関与はなし。
伊	—	通常に移転については議会の事前・事後の関与はなし。ただし、原則禁止とされている国連憲章第51条の原則に反する武力紛争中の国への輸出については、議会の意見を聴取して閣議決定する必要。
英	—	議会による事前・事後の関与はなし。
仏	—	議会による事前・事後の関与はなし。
加	—	議会による事前・事後の関与はなし。
韓	—	議会による事前・事後の関与はなし。

※年次報告書については韓以外は議会に提出

【参考】運用指針による移転管理の枠組み（見直し後）

装備品の分類		移転先 (我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国)		審査手続	
			「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転		
完成品	非武器	○ (移転先の制約なし。以下同じ。)	○	幹事会 (慎重な検討を要する案件は四大臣会合。以下同じ。)	
	武器	「協定」締結国	× (例外的な場合(※3)は移転可)	四大臣会合(※4)	
国際共同開発・生産	パートナー国移転	非武器	パートナー国	○	幹事会
		武器	パートナー国	○	四大臣会合(※4)
	第三国移転	非武器	○	○	幹事会
		武器	「協定」締結国	× (例外的な場合(※3)は移転可)	四大臣会合(※4)
	GCAP	「協定」締結国	×	四大臣会合 + 閣議決定	
ラ国	ライセンス元国への移転	非武器	ライセンス元国	○	幹事会
		武器	ライセンス元国	○	四大臣会合(※4)
	第三国移転	非武器	○	○	幹事会
		武器	○	× (例外的な場合(※3)は移転可)	四大臣会合(※4)
部品		○	○	幹事会	

※1 黄色部分が、5類型見直しにより移転を認め得ることになったもの。

※2 運用指針は、上記の他、「国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国に対する防衛装備（自衛隊法上の武器及びその技術情報を除く。）の海外移転」を認め得るものとしている。

※3 我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合。

※4 過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がある案件については幹事会とすることも可。

【参考】運用指針による移転管理の枠組み（見直し前）

装備品の分類		移転先 (我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国)		審査手続	
			「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転		
完成品	非武器	非5類型			
		5類型	○ (移転先の制約なし。以下同じ。)	○	幹事会 (慎重な検討を要する案件は四大会合。以下同じ。)
	武器		○	○	四大会合(※3)
		非5類型			
国際共同開発・生産	パートナー国移転	非武器	パートナー国	○	幹事会
		武器	パートナー国	○	四大会合(※3)
	第三国移転	非武器			
		武器			
	GCAP	「協定」締結国	×	四大会合 + 閣議決定	
ラ国	ライセンス元国への移転	非武器	ライセンス元国	○	幹事会
		武器	ライセンス元国	○	四大会合(※3)
	第三国移転	非武器	○	○	幹事会
		武器	○	×	四大会合(※3)
			(例外的な場合(※2)は移転可)		
部品			○	○	幹事会

※1 運用指針は、上記の他、「国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国に対する防衛装備（自衛隊法上の武器及びその技術情報を除く。）の海外移転」を認め得るものとしている。

※2 我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合。

※3 過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がある案件については幹事会とすることも可。